

## 抽選制議会の可能性

岡崎, 晴輝  
九州大学 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/7232574>

---

出版情報 : pp. 68-77, 2020-01-31. 選挙市民審議会  
バージョン :  
権利関係 :



### 3-3 抽選制議会の可能性

第一期選挙市民審議会が『選挙・政治制度改革に関する答申——21世紀の選挙民主主義の確立に向けて』（2017年）において、「民意が反映される選挙制度」を理念に掲げ、各種選挙制度の改革を提案した。すなわち、衆議院には非拘束名簿式比例代表制を導入し、参議院には大選挙区単記投票制または2名連記制を導入することを提案した。他方、首長選挙に決選投票制を再導入するとともに、都道府県議会と政令指定市議会には比例代表制を、市区町村議会には大選挙区制限連記制を導入することを提案したのである（第一期答申「2 民意が反映される選挙制度」）。

現代日本の選挙民主主義が様々な問題を抱えていることに鑑みれば、こうした選挙制度改革の提案が重要であることは疑いない。しかし同時に、選挙制を前提とすることなく、選挙制以外の民主主義の可能性を検討することも必要なのではないだろうか。というのも、議員を抽選（くじ引き）で選出する抽選制議会が議論され始めているからである。2019年、ダーヴィッド・ヴァン・レイブルック『選挙制を疑う』岡崎晴輝／ディミトリ・ヴァンオーヴェルベーク訳（法政大学出版局、2019年）が新聞各紙で紹介され、少なくない市民が「抽選制議会もありうるのではないか」と考えはじめているようである。その一方で、政党や政治家の反応は鈍い。選挙市民審議会委員も、抽選制議会を必ずしも支持していない。直ちに抽選制議会を導入するのは難しいにしても、将来のために抽選制議会の可能性を検討しておくことは、決して無駄ではあるまい。

#### 3-3-1 ミニ・パブリックスから抽選制議会へ

近年、民主主義の再生のために、抽選（くじ引き）が活用されるようになってきている。抽選で選出された市民が公共の問題について熟議を重ね、それを政治に反映させようとする試みである。カナダやオランダでは選挙制度改革をめぐる、アイルランドでは憲法改正をめぐる抽選で選出された市民が熟議を重ねたのである。注目すべきは、そうした主題限定・期間限定のミニ・パブリックスにとどまらず、議員を抽選で選出しようとする抽選制議会論が提唱されるようになってきていることである。その代表作の一つが、ヴァン・レイブルック『選挙制を疑う』にほかならない。

ヴァン・レイブルックによれば、現代民主主義は「正統性」も「効率性」も危機に陥っている。正統性の面では、①投票率が低下し、②浮動票が増加し、③党员数が減少している。他方、「効率性」の面でも、①連立交渉が難航化し、②政権与党に対する風当たりが強まり、③統治に時間がかかるようになってきている。ポピュリズムは、こうした「民主主義疲れ症候群」の原因が政治家にあると診断し、テクノクラシーは民主主義にあると診断する。そして直接民主主義は、その原因は代議制民主主義にあると診断する。しかし「民主主義疲れ症候群」

の真の原因は、代議制民主主義それ自体ではなく選挙型代議制民主主義にある。「効率性は選挙上の打算に苦しみ、正統性は絶えざる売名行為に苦しんでいる」（前掲書、57頁）。ところが我々は「選挙原理主義」に囚われ、選挙制に固執しつづけている。歴史を振り返れば、西洋諸国では長らく、抽選制が民主主義的であり、選挙制は貴族主義的であると考えられていた。そして、古代アテナイだけでなくヴェネチアやフィレンツェなどでも抽選制が政治的に利用されていた。選挙制が民主主義の道具と考えられるようになったのは、たかだかこの数世紀にすぎない。しかし近年、抽選制が世界中で活用されるようになってきている。また、抽選制議会を構想する理論家も現れるようになってきている。「民主主義疲れ症候群」を治癒するために、こうした抽選制の理論と実践を踏まえ、二院制議会のうち一院の議員を抽選で選出する「二重代議制」を導入しようではないか（前掲書）。

こうしたヴァン・レイブルックの抽選制議会論は、日本ではとりわけ拒絶反応が強いかもしれない。岡崎とヴァンオーヴェルベークが指摘したように、日本は、抽選制の政治的伝統を有していないばかりか、近代化の過程で、すでに西洋諸国が確立していた選挙型代議制民主主義を輸入したからである。そうした事情もあり、日本は西洋諸国以上に、選挙制を自明の前提とする「選挙原理主義」に陥りやすいといえるであろう（前掲書、訳者解題を参照）。

たしかに、日本にも抽選制の司法的伝統はある。1928年から43年まで陪審員裁判が行われていたし、戦後は、1948年から現在にいたるまで検察審査会が設置されている。そして、2009年には裁判員裁判が始まり、重大な刑事事件では、裁判官3名と、無作為抽出された裁判員6名が合議体を形成し、裁判に当たるようになってきている。2019年5月には施行10年の節目を迎え、裁判員制度は日本社会に定着しているといえるであろう。最高裁判所も「裁判員制度は、この10年の間、多くの国民に肯定的に受け止められてきたと評価することができる」と総括している（最高裁判所事務総局『裁判員制度10年の総括報告書』2019年5月、2頁）。

こうしたなか、司法だけでなく政治においても無作為抽出が活用されるようになってきている。篠原一が『市民の政治学』（岩波書店〔岩波新書〕、2004年）を公刊し、アメリカの討論型世論調査やドイツの計画細胞といった無作為抽出型の討議民主主義の試みを紹介した。その後、曾根泰教を初代代表とする慶應義塾大学DP研究センターは、ジェームズ・フィッシュキンの討論型世論調査を紹介し、7回の討論型世論調査を実施した（<https://keiodp.sfc.keio.ac.jp/>）。篠藤明徳はドイツの計画細胞を日本に紹介し、各地の青年会議所が、計画細胞をアレンジした市民討議会を全国各地で開催してきた。一般社団法人・構想日本も同じく全国各地で住民協議会を開催してきた（<http://www.kosonippon.org/project/list.php?cate=3>）。市民討議会や住民協議会は、抽選で選出された市民が週末に集まり、与えられた主題に関して熟議を重ね、答申を首長等に提出する試みであり、現在でも全国各地で開催されている。

こうしたミニ・パブリックスの特徴は、第一に、無作為抽出を使用して「社会の縮図」を作り出すことである。この点で、自発的な市民参加とは対照的である。たしかに、自発的な

市民参加では積極的な参加が期待できるものの、特定の人々の声が大きくなる恐れがある。参加者は女性よりも男性、若年層よりも中高年層に偏るかもしれない。しかし無作為抽出を活用すれば、そうした人口構成上の偏りは生じにくくなり、性別・年齢・職業などの構成がそのまま縮小されるであろう。

ミニ・パブリックスの第二の特徴は、熟議（deliberation）を重視することである。この点で、選挙やレファレンダムとは対照的である。男女普通選挙権のもとでは、全ての有権者に投票権が与えられている。しかし、必ずしも熟議をして投票しているわけではない。これにたいしてミニ・パブリックスでは、全ての有権者が参加するわけではないが、抽選で選出された有権者は全て熟議することが求められている。

こうした特徴を持つミニ・パブリックスは、代議制民主主義の機能不全を補完するものとして期待を集めている。しかし、こうした主題限定・期間限定のミニ・パブリックスにとどまらず、代議制民主主義自体を選挙型から抽選型に改革しようとする抽選制議会論が活発に論じられるようになってきている。すでに言及したように、ヴァン・レイブルック『選挙制を疑う』が刊行され、議員を抽選で選出する抽選制議会というアイデアが広く知られるようになったのである。

抽選制議会論者によれば、選挙制議会では議員の属性が偏りやすい。たしかに、クォータ制を採用すれば、男女のバランスは取れるであろう。しかし、全ての属性上の偏りを是正できるわけではない。選挙制である以上、選挙区を「相続」した「世襲議員」、医師・弁護士などの専門職に就いている人々、野心を抱いた人々などが立候補し当選しやすいであろう。選挙運動にカネがかかり、落選のリスクも大きいからである。また、選挙運動で自分の名前を連呼したいパーソナリティが、社会のマジョリティであるようにも思えない。

議員の属性だけでなく、その政策にも偏りが生じやすい。議員はカネやフダを集めるために、大企業や労働組合などの顔色をうかがいやすい。その一方で、カネやフダにならない有権者には目が行き届きにくい。企業・団体献金が認められていれば、なおさらである（第一期答申「5-1 企業団体献金の全面禁止」も参照）。加えて、再選するために、短期的に成果の出やすい政策に目を向けやすい。たとえば、地球温暖化問題に取り組んでも成果をアピールすることは難しいが、道路やダムを造れば有権者に成果をアピールしやすいであろう。要するに、選挙制では公共の利益は議員の利益に従属し、政策が歪められやすいのである。

こうした選挙制の難点を克服するためには、選挙制度の改革だけでは限界があるのではないか。代議制民主主義を選挙型代議制民主主義に還元する「選挙原理主義」を疑い、議員を選挙ではなく抽選で選出したほうがよいのではないか。現在、こうした抽選制議会論が大いに注目を集めるようになってきている。

### 3-3-2 日本国憲法と抽選制議会

抽選制論者は現在、抽選制議会の是非ではなく、一院制（抽選制議会）が望ましいか二院制（選挙制議院+抽選制議院）が望ましいかをめぐって論争を繰り広げている。この点は、『選挙制を疑う』が曖昧なままにしていた論点である（前掲書、訳者解題を参照）。

岡崎晴輝は論文「選挙制と抽選制」において、『抽選制議会』（*Legislature by Lot*, Verso, 2019）の諸論文を検討し、テリル・ブリシウスの一院制論よりもトム・マレソンの二院制論を支持している。マレソンによれば、政治的平等や公平な熟議という点では抽選制が優れているが、有権者による統制や能力という点では選挙制が優れている。それゆえ、選挙制議院を抽選制議院に置き換えるよりも、選挙制議院と抽選制議院を組み合わせた二院制を採用するほうが望ましい。岡崎は、マレソンの「議論を彫琢する余地はある」としつつも、マレソンの二院制を基本的に支持している。

そのうえで、マレソンの二院制論を日本の国会に応用し、選挙制参議院を抽選制市民院（House of Citizens）に改組することを提案する。「政治の素人に国政を任せてよいのか、という能力に関する疑問」にたいしては、市民院の権限を限定することで対応可能であるとす。市民院の主たる権限を「衆議院で法案等の審議が尽くされたかどうか、またその決定が市民感覚に著しく反していないかどうかを判断し、拒否権を行使することに限定する」というのである。他方、「市民院議員が職業生活や私生活と両立できるのか、という負担に関する」疑問にたいしては、「次善の策」として、市民院議員の半数をジュニア枠（19～22歳）から選出し、残る半数をシニア枠（61～64歳）から選出することを提案する。このようにすれば、「将来を担う若い世代の市民感覚」と「社会的経験を積んだ世代の市民感覚」を国政に反映させ、国会審議を実質化し市民化することができるであろう。加えて、衆議院議員のリクルートメントにも寄与するであろう。

こうした抽選制議会を導入する際にネックになるのが、それが日本国憲法に抵触する可能性が高いことである。日本国憲法前文は「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と規定する。また、同43条1項は「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と規定し、同93条2項は「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定する。日本国憲法を前提にすれば、国会にしても地方議会にしても、選挙制議院を抽選制議院で置き換えるのは不可能であろう。そこで同論文は、日本国憲法を改正してでも抽選制市民院を導入することを呼びかけるのである（岡崎晴輝「選挙制と抽選制」、『憲法研究』第5号、2019年11月、87～96頁）。

しかし、憲法改正のハードルは極めて高い。そこで、もう一つの選択肢として、日本国憲法を前提にして、その枠内で抽選制議会の導入を模索する道がある。実のところ、日本国憲法を改正しなくても、抽選制を活用することが不可能なわけではない。次の二つの方式が考えられるであろう。一つは、勧告権を持った抽選制市民会議を議会に付設する方式である（付設方式）。もう一つは、選挙制（比例代表制）を基本としつつも、そのなかに抽選制を

組み込み、議員の一部を抽選で選出する方式である（併用方式）。順次、検討していこう。

### 3-3-3 付設方式——抽選制市民会議の付設

第一の方式は、勧告権を有する抽選制市民会議を、国会や地方議会に付設するものである。住民投票の結果と同じように、市民会議の勧告は法的拘束力を持たないため、議会の立法権を侵害することにはならない。この付設方式はさしあたり、自治体レベルで導入するのが賢明であろう。自治体レベルでは、市民討議会や住民協議会の実践を積み重ねてきたため、ノウハウが蓄積されているからである。また、物理的範囲が狭いため、抽選で選出された市民が週末に集まりやすいからである。

周知のように、地方議会は様々な問題を抱えている。自治体ごとに相違はあるものの、地方議員は高齢の男性に占められている。総務省に設置された「地方議会・議員に関する研究会」によれば、60歳以上の議員は都道府県議会では42.6%、市議会では54.7%、町村議会では73.9%に上り、男性の議員は都道府県議会では90.2%、市議会では85.4%、町村議会では90.2%に上っている（「地方議会・議員に関する研究会 報告書」2017年7月、参考資料集9頁）。加えて、いわゆる「なり手不足」の問題も深刻化しており、無投票当選になることも少なくない。同じく「地方議会・議員に関する研究会」によれば、2015年の統一地方選挙では、政令指定市を除く市議会議員選挙における無投票当選者は3.6%にとどまるものの、都道府県議会議員選挙では21.9%、町村議会議員選挙では21.8%に上ったのである（同上、3頁）。

たしかに、こうした事態を改めるために、地方議会の選挙制度を改革していくことも重要であろう。しかし、いくら選挙制度を改革したとしても、選挙制の抱える構造的問題を克服することはできない。その構造的問題とは、すでに述べたように、議員の属性や政策が偏ることである。この問題を克服するために抽選制の市民会議を導入し、選挙制の地方議会を補完してはどうだろうか。

市民会議の具体的仕組みとしては、次のようなものが考えられるであろう。各会派から1名ずつ推薦された議員と、抽選で選出された市民（議員の2倍程度の人数）が各年度の市民会議を構成し、自治体が重点的に取り組むべき主題を一つに絞り込む。その後、年数回の会議を開催し、絞り込んだ主題に関して熟議を重ね、勧告書を地方議会に提出するのである。市民会議委員の任期は1年とし、市民選出委員には日当・交通費も支払われる。もちろん、正当な理由があれば、辞退を認めるのは当然である。

ここで重要なのは、ほとんどの市民討議会や住民協議会とは異なり、市民会議には市民だけでなく議員も加わることである。たしかに、議員が主導権を握る危険がないわけではない。しかし、裁判員裁判と同じように、市民選出委員の人数を議員選出委員の2倍にすれば、そうした危険を避けやすくなるであろう。それどころか、市民選出委員と議員選出委員が協働

することには、幾つかのメリットがある。

第一に、市民会議と地方議会が対立することが少なくなる。市民会議がいくら勧告を出したとしても、それが地方議会によって無視されれば、元も子もない。しかし、議員が加われば、市民会議の勧告を葬り去るのは難しくなる。むしろ、市民選出委員と議員選出委員が協働し、実現可能な勧告を作成するであろう。そして、市民会議に参加した議員は、地方議会において勧告の実現のために尽力してくれるであろう。要するに、両者の協働によって、市民会議の勧告の実現可能性は高まるであろう。

第二に、幅広い市民と接するため、議員の視野も広がるであろう。議員は特定の有権者と密に接触しやすい。しかし、抽選制市民会議で接するのは、無作為抽出された多種多様な市民である。そうした多種多様な市民と協働する機会があれば、議員も有権者の市民感覚に触れ、少しずつ変化していくかもしれない。

第三に、市民会議に選出された市民が地方議員をめざすようになれば、深刻化しつつあるなり手不足の解消にもつながるであろう。市民は一つの問題に取り組み、それが実現されることを通じて、政治という営みにたいする関心を高めるかもしれない。そして、議員に立候補することを考えはじめ市民も出てくるかもしれない。市民会議は、地方議員をリクルートする絶好の機会となるであろう。

こうした抽選制市民会議は、各自治体が条例を制定すれば設置することが可能であろう。しかし、全国の自治体が導入しやすいように、地方自治法で法制化することも検討に値するであろうし、自治体の財政負担を減らすために、地方交付税交付金で手当てすることも検討に値するであろう。

### 3-3-4 併用方式——比例代表制における抽選制の活用

抽選制を活用する第二の方式は、選挙制（比例代表制）を基本としつつも、そのなかに抽選制を組み込み、議員の一部を抽選で選出する併用方式である。この方式は、比例代表制を部分的に導入している国レベルで導入するのが賢明であろう。この併用方式としては、次の二つのバリエーションが考えられるであろう。

#### (1) 併用方式I型

併用方式I型は、抽選で選出される議員数を確定するために棄権票を活用する方式である（ヴァン・レイブルックは、有権者の四分の一が投票所に足を運ばないのであれば、議席の四分の一を空席のままにしておくべきではないか、と記している〔前掲書、9～10頁〕。併用方式I型は、この箇所から着想を得て岡崎が考えだしたものであるが、もしかすると、すでに考案した者がいるかもしれない）。たとえば、投票率が60%だった場合、議席の60%は候補者名簿を届け出た政党等に配分するが、残りの40%は抽選で選出される議員に配分す

るのである。現在、この40%の棄権票はまったくカウントされていない。しかし、棄権という意思表示をカウントしないことに、はたして合理的な理由があるのだろうか。むしろ、選挙ではなく抽選で選出される議員数を確定するのに使用したほうが民意を反映しやすくなるのではないだろうか。棄権には幾つかの理由があるだろうが、少なくとも、候補者名簿を届け出た政党等を積極的には支持しなかったことを意味している。その棄権という意思表示を抽選という形で活用することは、民意を反映しやすくなることにつながるであろう。

棄権票を抽選で選出される議員数に活用するようになれば、民意が反映しやすくなるだけではない。投票率の低下という深刻な問題にたいする特効薬にもなるかもしれない。そのようにすれば、有権者は、投票に行くか否かを真剣に考えるようになるであろう。棄権をすれば、職業政治家が減少するとともに、自分自身が抽選で選出される確率も上昇する。それでよしとするのであれば、胸を張って棄権すればよい。しかしそうでないのであれば、投票に行くインセンティブが働くであろう。他方、政党等も、有権者に投票してもらうために尽力せざるをえなくなる。「有権者には眠っていておいてほしい」というのが、一部の政党・政治家の本音かもしれない。投票率が低下すれば、組織政党にとっては有利になるからである。しかし、棄権票が抽選で選出される議員数にカウントされるようになれば、そういうわけにはいかない。投票してもらわなければ、政党等に配分される議席が減少するからである。政党等は、みずからの理念・政策を磨きあげるとともに、魅力的な候補者を揃えなければならなくなるであろう。

ところで、有権者のなかには「議員は抽選ではなく選挙で選出されるべきであるが、どの政党等に投票すればよいのかわからない」という者もいるに違いない。そうした有権者は、これまでは棄権していたであろう。併用方式Ⅰ型を導入すれば、そうした有権者の選択肢は無くなってしまうのであろうか。そうではない。白票を投じるという選択肢が残されているからである。白票は、どの政党等に議席が配分されるかには活かされないが、選挙で選出される議員数には活かされるのである。なお、白票以外の無効票も同じ扱いにすればよい。

この併用方式Ⅰ型が導入されれば、棄権票が活用されるようになるだけでなく、抽選で選出された議員が国会に議席を占めるようになるため、劇的な効果を持つに違いない。しかし、棄権票を活用するにしても、なぜ抽選制に活用するのか。棄権票を抽選制に活用することは正当なのか。無効票は抽選制には活用しなくてよいのか——これらの疑問が生じることは避けられない。これらの点について合意を得るのは、当面難しいかもしれない。そこで、もう一つのバリエーションである併用方式Ⅱ型を追求していくのが賢明であろう。ただし、棄権票をカウントしないことに合理的な理由はあるのかという論点は、今後も繰り返し提起していく必要があるだろう。

## (2) 併用方式Ⅱ型

併用方式Ⅱ型は、投票用紙のなかに〈抽選〉という投票先をあらかじめ印刷しておく方式である（“Two proposals for representative representation”という記事から着想を得たが

[<https://equalitybylot.com/2019/03/15/>], 併用方式Ⅱ型とは異なっている)。有権者は自分の一票を、候補者名簿を届け出た政党等に投票することもできるが、〈抽選〉に投票することもできる。政党等と〈抽選〉は、それぞれ得票率に応じて議席を獲得する。このことは、〈抽選〉の得票率が大きくなれば、それだけ政党等の得票率、それゆえ議席率が小さくなることを意味する。このようにすれば、無党派層の有権者も棄権したり無効票を投じたりすることなく、有効票を投票できるようになるであろう。大選挙区制では、抽選枠がダブルスコア、トリプルスコアで大勝した場合、広義の死票が発生するため、衆議院・参議院の比例代表制で導入するのが賢明であろう。

併用方式Ⅱ型では、中央選挙管理委員会が選挙人名簿から無作為に抽出し、同意した者を〈抽選〉の候補者名簿に記載する。正当な理由があれば、当然、辞退を認める。裁判員の任期は数日だが、議員の任期は数年に及ぶ。このことを考えれば、裁判員よりも広範な辞退事由を認める必要があるだろう。そのことにより「社会の縮図」が歪むことは確かであるが、市民の自由を侵害しないためにはやむをえない。ただし、なるべく辞退しなくて済むように、議員活動のための休職・復職制度を整備する必要があるだろう（第一期答申「3-3 立候補休暇と議員活動のための休職・復職制度の整備」も参照）。それはともかく、〈抽選〉の候補者名簿には、あくまでも同意した者だけを記載し、名簿順位は抽選順とする。

その際、投票前に候補者名簿を公表する制度設計も可能であろうし、公表しない制度設計も可能であろう。しかし、投票前に候補者名簿を公表しないと、「候補者が分からないまま投票するのは憲法違反なのではないか」という批判が生じるかもしれない。そうした批判を避けるためには、投票前に候補者名簿を公表したほうがよい。

投票前に候補者名簿を公表するにしても、拘束名簿式にする制度設計も可能であろうし、非拘束名簿式にする制度設計も可能であろう。しかし、非拘束名簿式にすれば、たとえば大規模大学出身の候補者に票が集まることも起こりうるであろう。そうなれば、「社会の縮図」を作るという抽選制の持ち味が損なわれかねない。そこで、拘束名簿式にしたほうがよい。衆議院の比例代表では名簿順位は抽選順とし、参議院の比例代表制では全て特定枠とし、名簿順位は同じく抽選順とする。ただし、男女については交互に記載し、男女の議員が半々になるようにする。

### （3）併用方式Ⅱ型の擁護

ここで、併用方式Ⅱ型は抽選制を活用しているため直接選挙という近代選挙の原則に反するのではないか、という疑問を抱く人もいるかもしれない。たしかに、併用方式では、抽選で選出される候補者を決定するのは、有権者の投票によってではない。しかしそれは、衆議院比例代表候補者や参議院比例代表（特定枠）候補者の場合も同様である。彼ら／彼女らは、政党等の選考（公募・非公募）によって候補者名簿に記載された人々であり、有権者の投票によって記載された人々ではない。併用方式Ⅱ型では、それが抽選に置き換わっただけの話である。衆議院比例代表候補者や参議院比例代表（特定枠）候補者の場合と同様に、当

選するか否を決定するのは、有権者の直接投票である。抽選で選出された有権者しか投票できないのであれば、間接選挙と言えるであろう。しかしこの場合は、有権者全員が投票できるのである。抽選制を組み込んだからといって、直接選挙の原則に反することにはならない。

また、次のような疑問を抱く人もいるかもしれない。少なくとも現代の選挙では、政党や政治家が理念や政策を明記した公約を掲げることは、事実上、不可欠の要件になっている。しかし、〈抽選〉は理念や政策を明記した公約を掲げていないため、そもそも選挙の名に値しないのではないかと。この疑問も一考に値する。たしかに〈抽選〉は、政党と同じような公約を掲げてはいない。しかし〈抽選〉の候補者は、みずからの市民感覚に基づいて判断するという誓約をした人々であり、氏名・顔写真・略歴しか知らない人々なのではない。「みずからの市民感覚に基づいて判断する」という公約を掲げた人々であるとすれば、有権者に投票の手掛かりを与えており、実質的な選挙になりうるであろう。

さて、〈抽選〉の候補者は、政党の公認等を得る必要もないし、供託金をねん出する必要もない（第一期答申「3-1 供託金の廃止」も参照）。そもそも、選挙運動をする必要がない。議員になった後は、再選のために、政党幹部や支持者の顔色をうかがう必要もないし、点数稼ぎをする必要もない。抽選で選出された議員は独自の会派—かつて参議院に存在した緑風会のような—に所属するが、マニフェストや党議拘束に縛られることなく、みずからの良心にしたがって発言・投票することができる。

ここで、抽選で選出された議員が政党の「草刈り場」になるのではないかと危惧する人もいるかもしれない。しかし、与野党が、抽選で選出された議員を説得しようとするのは、むしろ望ましいことなのではないのだろうか。第一に、与野党は次の総選挙に向けて、顔の見えない有権者にアピールするだけではない。ある法案を通過させたり、逆に阻止したりするために、抽選で選出された顔の見える議員に語りかけ、彼らを説得しなければならない。一言の持つ重みは、前者の比ではない。国会がこれまで以上に真剣勝負にならざるをえないとすれば、民主主義にとって望ましいはずである。

第二に、与野党の議員が抽選で選出された議員を説得するのは、熟議民主主義を機能させる。周知のように、選挙で選出された議員はほとんどの場合、所属する政党の政権公約（マニフェスト）や党議拘束に縛られている。そこでは、いくら国会で熟議を重ねても、自党に反する投票をすることは難しい。これにたいして抽選で選出された議員は政党に縛られていないため、与野党の熟議に耳を傾けて、みずからの良心にしたがって判断することが可能である。このことは、熟議民主主義の発展である。もちろん、特定の政党を支持する者もいるであろうが、その政党を妄信しているわけではなからう。万全を期すのであれば、抽選で選出された議員には、議員である期間は党籍等を離脱すること、そして、みずからの良心にしたがって判断することを宣誓することを義務付ければよい。いずれにしても、抽選で選出された議員が一定の議席数を占めるようになれば、国会における熟議の質は劇的に変化し、国会は多数決型民主主義の府ではなく熟議民主主義の府になるであろう。

このように、〈抽選〉という投票先が投票用紙にあらかじめ書き込まれていれば、有権者

の選択肢が増えるため、投票率の低下に歯止めがかかるであろう。また、〈抽選〉という強力な競争相手ができるため、政党や政治家は「カルテル」のうえに胡坐をかくことはできなくなるであろう。さらに、抽選で選出された議員と接することで、政治家は市民感覚を学ぶようになるであろうし、抽選で選出された議員の大多数が反対する法案を強行採決しにくくなるであろう。

### 3-3-5 最後に

「政治に人々の意見を反映させる多様な方法」の一つとして、抽選制議会の可能性を検討してきた。世界的にみても、抽選制議会をめぐる議論は緒に就いたばかりである。今後、抽選制議会が望ましいのか否か、望ましいにしてもいかなる抽選制議会が望ましいのか、検討を重ねていく必要があるだろう。

繰り返しになるが、抽選制議会論は、この第二期選挙市民審議会において、全ての委員の同意を得られているわけではない。しかし、男女普通選挙権を想起してほしい。かつて歯牙にもかけられなかった男女普通選挙権は、いまや我々の常識になっているのである。男女普通抽選権という理念も、男女普通選挙権と同じように、次世代の常識になっていくかもしれない。我々に必要なのは、選挙制は民主主義の道具であるという常識に囚われることなく、抽選制議会の可能性を真剣に検討していくことである。